

令和6年度高知県総合型地域スポーツクラブ活動支援事業

補助対象経費について

費目	支出基準	証拠書類の整備
諸謝金	<p>外部実技指導者、外部協力員等の謝金（当日のみ）</p> <p>【上限】</p> <p>県内指導者：1時間 @ 5千円</p> <p>県内大学教授等・ドクター：1時間 @ 1万円</p> <p>県外指導者：1時間 @ 1万円</p>	<p>個人領収書で、<u>住所・氏名</u>を自筆すること。</p>
旅費交通費	<p>外部実技指導者や外部協力員等に係る旅費交通費</p> <p>ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする。※レシート可</p> <p>ただし、往復100km未満の場合は、往復距離（小数点切り捨て）の1km 29円で計算すること。</p>	<p>企業の発行する領収書。</p> <p>個人へ旅費を支給する場合は、その者から領収をもらうこと。（<u>住所・氏名は自筆</u>）</p>
使用料及び賃借料	<p>会議室・大会会場の借上料、設備等の使用料</p>	<p>業者の発行する利用日時が記載された領収書</p>
消耗品費	<p>競技用消耗品等</p>	<p>購入先の発行する購入物品・購入数・単価が記載された領収書</p>

※ 上記の費目であっても内容が適切ではないと判断される支出については、対象外となる可能性がある。